

令和5年2月定例会

請願・陳情文書表

(インターネット公開版)

鳥 取 県 議 会

目 次

陳 情 の 部

陳情一覧表	3
総務教育常任委員会	4
福祉生活病院常任委員会	10
地域づくり県土警察常任委員会	12

陳 情 一 覧 表

陳情（新規）・総務教育常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	備 考
総 5年－2 (R5.2.7)	総 務	破壊活動防止法の運用に係る意見書の提出について	4頁
総 5年－3 (R5.2.7)	教 育	学校給食及び昼食における「心身の健康の増進と豊かな人間形成」の実現について	6頁
総 5年－4 (R5.2.7)	教 育	マスク着用の有無による差別・偏見等防止の啓発及び換気システム導入等（公立学校関係）について	7頁
総 5年－6 (R5.2.8)	教 育	国による学校給食無償化を求める意見書の提出について	9頁

陳情（新規）・福祉生活病院常任委員会

福 5年－5 (R5.2.7)	子育て・人財	マスク着用の有無による差別・偏見等防止の啓発及び換気システム導入等（保育園等、私立学校関係）について	10頁
----------------------	--------	--	-----

陳情（新規）・地域づくり県土警察常任委員会

地 5年－1 (R5.2.2)	地域づくり	「安保関連3文書」閣議決定の撤回、「敵基地攻撃能力」の保有や防衛費2倍化に反対する意見書の提出について	12頁
地 5年－7 (R5.2.9)	地域づくり	安保関連3文書の閣議決定に抗議し、大軍拡・大増税の中止、くらしと福祉に予算をまわすよう求める意見書の採択について	14頁

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・総務教育常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
5年－2 (R5.2.7)	総 務	破壊活動防止法の運用に係る意見書の提出について	
▶陳情事項 破壊活動防止法の運用に関して、日本国憲法が国民に与えた各種人権に最大限配慮し、いやしくもこれらを不当に制限することのないように、地方自治法第99条の規定により意見書を提出することを求める。			

▶陳情理由

1 破壊活動防止法とは

破壊法（破壊活動防止法＝昭和27年法律第240号）は、その条文の目的を見ると、その団体の活動として暴力主義的破壊活動を行った団体に対する必要な規制措置を定めるとともに、暴力主義的破壊活動に関する刑罰規定を補整し、もって、公共の安全の確保に寄与することを目的とするものとされている。

具体的には、内乱、内乱等幫助、外患誘致、外患援助やその予備・陰謀などについて暴力主義的破壊活動と定義し、これらを行う団体について、公安審査委員会が、当該団体が継続又は反覆して将来さらに団体の活動として暴力主義的破壊活動を行う明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるときは、次の処分を行うことができるものとされている。

- （１） 当該暴力主義的破壊活動が集団示威運動、集団行進又は公開の集会において行われたものである場合においては、６月をこえない期間及び地域を定めて、それぞれ、集団示威運動、集団行進又は公開の集会を行うことを禁止すること。
- （２） 当該暴力主義的破壊活動が機関誌紙（団体がその目的、主義、方針等を主張し、通報し、又は宣伝するために継続的に刊行する出版物をいう。）によって行われたものである場合においては、６月をこえない期間を定めて、当該機関誌紙を続けて印刷し、又は頒布することを禁止すること。
- （３） ６月をこえない期間を定めて、当該暴力主義的破壊活動に関与した特定の役職員（代表者、主幹者その他名称のいかんを問わず当該団体の事務に従事する者をいう。以下同じ。）又は構成員に当該団体のためにする行為をさせることを禁止すること。

また、同法第２７条では、「公安調査官は、この法律による規制に関し、第３条に規定する基準の範囲内において、必要な調査をすることができる。」とされている。

もちろん、憲法上の人々の生存権の確保のため、内乱や外患誘致などがよくないことであるのは当然のことであるが、このように本法は、デモや集会など、人々の集会結社の自由を制限するものであることは、常に念頭におかなければならない。また、機関紙の頒布制限は、表現の自由や、思想良心の自由などにもかかわる問題である。

2 問題

ところで、以下のURLをみると、公安調査庁が、
<https://www.moj.go.jp/psia/habouhou-kenkai.html>

『共産党は、第5回全国協議会（昭和26年〈1951年〉）で採択した「51年綱領」と「われわれは武装の準備と行動を開始しなければならない」とする「軍事方針」に基づいて武装闘争の戦術を採用し、各地で殺人事件や騒擾（騒乱）事件などを引き起こしました。

その後、共産党は、武装闘争を唯一とする戦術を自己批判しましたが、革命の形態が平和的になるか非平和的になるかは敵の出方によるとする「いわゆる敵の出方論」を採用し、暴力革命の可能性を否定することなく、現在に至っています。

こうしたことに鑑み、当庁は、共産党を破壊活動防止法に基づく調査対象団体としています。』

として、日本共産党が、破防法に基づく調査対象であると名言している。

そして、こうした調査対象団体である旨は、たびたびインターネット上で、批判や攻撃の対象になっている。

しかし、考えてみてほしい。終戦から今日まで、とりわけ現代の議会制民主主義において、同党が、このように、暴力的な革命を行うことがあったらどうか。むしろ、議会での議会制民主主義のルールにしたがって、ほかの立憲政党と協同して建設的に議会での提言を行い、ある意味一番民主的に、民主主義に則っているようにすら思える。

公安調査庁という公的団体が、国民によって選ばれた議員が所属する公党を「破壊活動」を行う団体であるがごとく発表し、それを規制するのは、集会結社の自由、それによる表現の自由・思想良心の自由など、その所属団体の構成員に対して、きわめて抑制的な効果をもたらすものである。

なお、同党は、こういった暴力革命の方針を否定しているようである。

ある意味、公が、治安維持法のごとく、思想良心や政党活動を規制するのに悪用できてしまう、現代版治安維持法になりかねないものだと思うている。

ついでに、鳥取県議会から、

「破防法による規制及び規制のための調査は、第1条に規定する目的を達成するために必要な最小限度においてのみ行うべきであって、いやしくも権限を逸脱して、思想、信教、集会、結社、表現及び学問の自由並びに勤労者の団結し、及び団体行動をする権利その他日本国憲法の保障する国民の自由と権利を、不当に制限するようなことがあってはならない。」

旨の意見書を提出いただきたく、陳情するものである。

▶提出者

倉吉市 個人

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・総務教育常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
5年－3 (R5.2.7)	教 育	学校給食及び昼食における「心身の健康の増進と豊かな人間形成」の実現について	
▶陳情事項 鳥取県の学校・園において、黙食緩和に伴い、学校給食法、食育基本法の目的・目標を考慮した対応がなされるよう各市町村教育委員会へ繰り返しの周知をすることを求める。			
▶陳情理由 既に黙食緩和が鳥取県からの通達によりなされている地域において、感染症流行レベルの差や感染対策に重きを置いて真摯に取り組みをなされていることにより、各学校によって黙食緩和に対する判断が分かれる結果を生み出している。 給食の時間は重要な学校教育活動だが、この約3年間は、食事中に感染しない・させないマナーとして「会話を控えること、対面にはしないこと等」に重点が置かれてきた。これからは、感染状況にかかわらず「食器や箸の持ち方、並べ方、食事の姿勢など基本的なマナーを身に付け、楽しい雰囲気の中で会食できるようにする」という孤食及び個食では習得することが困難な食育へ再び着目いただくことで、感染症対策に主眼が置かれ、食育推進とのバランスが崩れる恐れのある現状から、段階的に比重を移して学校給食法や食育基本法に則った「心身の健康の増進と豊かな人間形成」がなされるよう明示していただきたい。			
▶提 出 者 全国有志子どもを思う会鳥取支部			

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・総務教育常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
5年－4 (R5.2.7)	教 育	マスク着用の有無による差別・偏見等防止の啓発及び換気システム導入等（公立学校関係）について	

▶陳情事項

鳥取県内の学校・園において、政府よりマスクの有無について、「不要な場面において積極的に外すよう促す等」が示されたことから、今後加速すると予測される「脱マスク指導」を含むマスクに関わる指導等で、発生すると予見される諸問題を未然に防止し、児童生徒等の心情等に適切な配慮を行うため、

- 1 学校等へ高機能換気設備、二酸化炭素濃度測定器、サーキュレータ、HEPAフィルタ付空気清浄機等の換気システムを導入し、換気方法を段階的に見直すこと
- 2 様々な事情がある子どもがいることから、厚生労働省通達による「本人の意に反して着脱を無理強いすることにならないよう」という一文を学校ガイドラインに明記し、周知すること

を求める。

▶陳情理由

文部科学省事務連絡により、マスク着用による「児童生徒等のコミュニケーションへの影響に関する指摘」がされ、「メリハリのあるマスクの着用」が推奨されている。

一方で、「児童生徒等の心情等に適切な配慮をすること」との記載もあり、各家庭で必要とする感染症対策の度合いは異なることや、「保護者は子の第一義的責任を有すること」に配慮し、保護者や児童生徒に「本人の意に反してマスクの着脱を無理強いしないこと」を何度でも繰り返し丁寧に伝えていただき、通達等で周知していただくようお願いする。

教室内の安全性を保ち、心理的不安を解消することにより、常時マスクを必要とする児童生徒とマスクをしない児童生徒が、互いの考えや行動を尊重できるようにしていけるよう学習環境の整備及び学習機会の確保に努めてほしい。

このことにより、今後のマスクの着脱指導で発生し得るいじめや偏見、差別、圧力等を未然に防止し、どのような事情のある児童生徒であっても、安心して集団生活を送れる教育現場を実現していくよう努めてほしい。

また、これらは厚生労働省や文部科学省の通達において、繰り返し通知をされている内容であり、早期実現が期待される。

加えて、当会で子ども達へアンケートを実施したところ、実際にほとんどの子ども達が、着用の必要がないとされる場面においてもマスクを着用し、学校生活を送っていることが読み取れる。また、様々な理由によりマスクを着用せずに学校生活を送っている子ども達の中には、心情への理解が及ばないことにより深く傷ついている子ども達もいる。

厚生労働省により発出されたリーフレットのマスクの着脱についての文言において、今後は様々な理由により、マスク着用の有無で傷つく可

能性があると想定される。

人権教育の指導方法等に関する調査研究会議（第10回議事要旨）では、「教師は人権侵害の加害者にもなり得る」と指摘されており、実際にアンケートからは子ども同士の事例だけでなく、教職員の指導等により、傷つくこともあるという事実が読み取れる。

また、同会議では、「教職員の人権意識が最も重要なことである」と言及されており、教職員に求められる感染症対策の負担を軽減し、子ども達の人権意識への配慮に注力をいただけるよう、より一層の環境整備に努めていただきたいことから、陳情するものである。

▶提 出 者

全国有志子どもを思う会鳥取支部

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・総務教育常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
5年－6 (R5.2.8)	教 育	国による学校給食無償化を求める意見書の提出について	
▶陳情事項 国による学校給食費の無償化を求める意見書を採択し、国会及び政府に提出することを求める。			

▶陳情理由 貧困と格差が広がる中、コロナ禍と物価高が子育て家庭の家計を直撃している。学校給食の食材費も高騰を続け、地方自治体の努力によって家庭負担が抑制されている。こうした中、家庭負担を減らし子育てしやすい環境を整えようと鳥取県内でも若桜町、智頭町、大山町、日野町、江府町で完全無償化が始まっている。 子どもの食をめぐる状況は、成長・発達の重要な時期にもかかわらず、栄養摂取の偏り、朝食の欠食、肥満ややせの増加など、問題は多様化、深刻化してきている。 地域を理解する事や食文化の継承、自然の恵みなどを理解するうえで、食は重要な教材である。学校給食は食教育の「生きた教材・食の教科書」として、学校教育法でも教育活動の一環に位置付けられている。公教育の機会均等の立場からも、居住する地域によって教育負担に著しい格差を生じさせることなく、すべての小・中学校で学校給食を実施し、給食費を無料にすることが求められている。 子どもたちの健全な食生活の確立のために食育が重要な役割を果たすことを踏まえ、また、子どもたちの健やかな発達を保証するためにも、国の責任による学校給食費の無償化が強く求められている。 以上の趣旨に沿って、国に対する意見書を提出することを求める。
▶提 出 者 新日本婦人の会鳥取県本部

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・福祉生活病院常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
5年－5 (R5.2.7)	子育て・人財	マスク着用の有無による差別・偏見等防止の啓発及び換気システム導入等（保育園等、私立学校関係） について	

▶陳情事項

鳥取県内の学校・園において、政府よりマスクの有無について、「不要な場面において積極的に外すよう促す等」が示されたことから、今後加速すると予測される「脱マスク指導」を含むマスクに関わる指導等で、発生すると予見される諸問題を未然に防止し、児童生徒等の心情等に適切な配慮を行うため、

- 1 学校等へ高機能換気設備、二酸化炭素濃度測定器、サーキュレータ、HEPAフィルタ付空気清浄機等の換気システムを導入し、換気方法を段階的に見直すこと
- 2 様々な事情がある子どもがいることから、厚生労働省通達による「本人の意に反して着脱を無理強いすることにならないよう」という一文を学校ガイドラインに明記し、周知すること

を求める。

▶陳情理由

文部科学省事務連絡により、マスク着用による「児童生徒等のコミュニケーションへの影響に関する指摘」がされ、「メリハリのあるマスクの着用」が推奨されている。

一方で、「児童生徒等の心情等に適切な配慮をすること」との記載もあり、各家庭で必要とする感染症対策の度合いは異なることや、「保護者は子の第一義的責任を有すること」に配慮し、保護者や児童生徒に「本人の意に反してマスクの着脱を無理強いしないこと」を何度でも繰り返し丁寧に伝えていただき、通達等で周知していただくようお願いする。

教室内の安全性を保ち、心理的不安を解消することにより、常時マスクを必要とする児童生徒とマスクをしない児童生徒が、互いの考えや行動を尊重できるようにしていけるよう学習環境の整備及び学習機会の確保に努めてほしい。

このことにより、今後のマスクの着脱指導で発生し得るいじめや偏見、差別、圧力等を未然に防止し、どのような事情のある児童生徒であっても、安心して集団生活を送れる教育現場を実現していくよう努めてほしい。

また、これらは厚生労働省や文部科学省の通達において、繰り返し通知をされている内容であり、早期実現が期待される。

加えて、当会で子ども達へアンケートを実施したところ、実際にほとんどの子ども達が、着用の必要がないとされる場面においてもマスクを着用し、学校生活を送っていることが読み取れる。また、様々な理由によりマスクを着用せずに学校生活を送っている子ども達の中には、心情への理解が及ばないことにより深く傷ついている子ども達もいる。

厚生労働省により発出されたリーフレットのマスクの着脱についての文言において、今後は様々な理由により、マスク着用の有無で傷つく可

能性があると想定される。

人権教育の指導方法等に関する調査研究会議（第10回議事要旨）では、「教師は人権侵害の加害者にもなり得る」と指摘されており、実際にアンケートからは子ども同士の事例だけでなく、教職員の指導等により、傷つくこともあるという事実が読み取れる。

また、同会議では、「教職員の人権意識が最も重要なことである」と言及されており、教職員に求められる感染症対策の負担を軽減し、子ども達の人権意識への配慮に注力をいただけるよう、より一層の環境整備に努めていただきたいことから、陳情するものである。

▶提 出 者

全国有志子どもを思う会鳥取支部

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・地域づくり県土警察常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
5年－1 (R5.2.2)	地域づくり	「安保関連 3 文書」閣議決定の撤回、「敵基地攻撃能力」の保有や防衛費 2 倍化に反対する意見書の提出について	
▶陳情事項 「安保関連 3 文書」の閣議決定の撤回、敵基地攻撃能力の保有や防衛費 2 倍化に反対する意見書の提出を求める。			

▶陳情理由 岸田政権は昨年12月16日、歴代政権の「専守防衛」を投げ捨て、米軍指揮下での日米一体作戦などを決めた「安保関連 3 文書」を閣議決定した。国政選挙を経ず、国会審議もなく一片の閣議決定で憲法の平和主義を根底から覆す変更を勝手に決めたことに、私たちは怒りを禁じえない。 安保関連 3 文書は、国家安全保障の基本方針である「国家安全保障戦略」と、防衛力の戦略的なあり方を示す「国家防衛戦略」、10年間の経費総額や装備数量などを示す「防衛力整備計画」で構成されている。今回の改定は、そのうち「国家安全保障戦略」において隣国である中国の軍事動向を「最大の戦略的な挑戦」とし、情勢認識を米国と一致させたのである。そして、「国家防衛戦略」では、敵のミサイル発射基地などをたたき「敵基地攻撃能力」を保有することを明記している。敵基地攻撃能力の保有は、日本国憲法第 9 条第 1 項の「武力による威嚇」に該当する点で憲法に反するものであり容認できない。 国家安全保障戦略防衛費の規模について「国内総生産（GDP）の 2 %に達するよう措置を講ずる」として、来年度から 5 年間で43兆円に増額すると明記している。防衛費拡大の負担は国民生活に大きな影響を与え、あらゆる分野を「国防」と結びつけている。例えば、空港や港湾などのインフラ整備や科学技術に関わる研究開発予算なども防衛省の予算に加えている。この大軍拡が実行されれば、日本は世界第 3 位の軍事大国となる。 戦後78年、日本は一度も戦争を起こしていない。平和憲法を持つ国として、世界から信頼を受けてきた。その国が世界第 3 位の軍事大国となることは、世界的にも新たな脅威になりかねない。 毎日新聞が昨年12月17・18日に実施した全国世論調査によると、防衛費増額の財源を増税でまかなう方針については「賛成」が23%、「反対」が69%で大きく上回っている。また、社会保障などほかの政策経費を削る方針については「反対」が73%、「賛成」は20%となっており、防衛費の拡大のために国民に増税や社会保障の削減を推し進めることについては、明確に拒否を示している。 今、「戦争に備えなければ」という危機感ばかりがあおられているが、日本が本当にそういう危機に直面しているのかどうか冷静に判断し、もし戦争の危険があるならば、平和憲法にのっとって平和的、外交的解決に力を注ぐことが求められている。 世界は、経済的にもつながりがかつてなく強めている。食料一つとっても、中国と戦争状態になることは、たちまち食料の輸入が途絶え、国民を飢餓にさらすことになる。 「相手より強い軍事力を持てば侵略は抑止できる」という「抑止力論」は際限のない軍拡競争を招き、緊張を高め、かえって戦争のリスクを
--

増大させる。日本国憲法を生かした対話による外交こそが求められている。

▶提出者

憲法改悪反対鳥取県共同センター

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・地域づくり県土警察常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
5年－7 (R5.2.9)	地域づくり	安保関連3文書の閣議決定に抗議し、大軍拡・大增税の中止、くらしと福祉に予算をまわすよう求める意見書の採択について	
▶陳情事項 地方自治法第99条の規定に基づき、安保関連3文書の閣議決定に抗議し、大軍拡・大增税の中止、くらしと福祉に予算をまわすよう求める意見書を採択することを求める。			

▶陳情理由 昨年12月16日、岸田政権は、安保関連3文書「国家安全保障戦略」、「国家防衛戦略」及び「防衛力整備計画」（以下「3文書」という。）の閣議決定を強行した。その内容は、「専守防衛」を完全に投げ捨て、「反撃能力」（敵基地攻撃能力）の保有を明記し「戦争する国づくり」の暴走をさらに進める、危険極まりないものとなっている。 「国家安全保障戦略」には、「中国、北朝鮮、ロシア」をあげ、「相手からの攻撃がなされた場合、わが国から有効な反撃を相手に加える能力、すなわち反撃能力を保有する必要がある」と明記し、「安保法制」により可能にした「集団的自衛権」の行使を実践的に強化している。その能力として、「防衛力整備計画」には、米国製の長距離巡航ミサイル「トマホーク」の導入等、大量のミサイル配備も明記されており、これまで歴代自民党政府も「建前」としてきた「専守防衛」の原則を事実上投げ捨て、米国と共に他国を先制攻撃・全面攻撃できる軍事大国の道へと日本の進路を切り替えようとする明らかな憲法第9条違反である。 また、このような重大な決定を、国会にも諮らず、国民に信を問うこともなく、密室で閣議決定したことは断じて許されない。立憲主義・民主主義を根底から破壊する暴挙である。 さらに岸田政権はこれらの財源として、軍事費を米国の要求で対GDP比2%以上に引き上げ、様々な分野で軍事化を推し進めようとしている。2023年度から5年間の軍事費の総額を43兆円へと大幅に増やすとしており、防衛省予算の増額だけでなく、他省庁の研究開発予算や公共事業予算まで本格的に軍事に組み込む仕組みを検討している。必要となる追加財源の一部を「所得税」、「復興特別所得税」、「法人税」等の増税で賄う方針としており、未曾有の物価、光熱費の高騰や新型コロナウイルスの感染拡大等で家計が逼迫している中、その財源を「国民の責任で」と大增税で賄おうとする企みは到底容認できない。 「武力対武力」で平和が作れないことは、過去の歴史や、いまだ停戦することができないロシアとウクライナを見れば明らかである。日本が進むべき道は、軍事同盟強化で他国と軍拡競争を激化させるのではなく、憲法、とりわけ第9条を生かした平和外交で、軍縮と平和を実現する道だと考えている。 こうした立場から、意見書の提出を強く求める。
--

▶提出者

平和・民主主義・豊かな暮らしをめざす鳥取県の会（鳥取県革新懇）